

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟の役員及び職員(以下「役員等」という。)の慶弔に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(範囲)

第2条 役員等の範囲は、次のとおりとする。

(1) 役員

会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、監事、名誉会長及び顧問

(2) 職員

常勤の事務局長その他の職員

(慶賀)

第3条 前条に掲げる役員等がペタンク競技に関して、次のいずれかに該当した場合は、慶賀金または相当額の記念品を贈呈し、祝賀電報を送る。

(1) 叙勲、褒賞を受賞した場合 2万円程度

(2) 文部科学大臣顕彰を受賞した場合 1万円程度

(弔慰金)

第4条 役員等が死亡した場合は2万円、当法人(その前身である組織を含む。)の元役員等(離任後5年を超えていない者に限る。)が死亡した場合は1万円の弔慰金を贈り、弔意電報を送る。その他特に必要がある場合は、会長の判断により、弔慰金及び供花等を贈ることができる。

(通知)

第5条 役員等に慶弔があった場合は、事務局長は直ちに会長に報告し、速やかに役員に通知しなければならない。

附 則 この規程は、本協会の設立の日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成24年3月12日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。